

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年5月1日 01時40分ごろ
発生場所	山口県上関町長島北端の小山東岸 亀岩灯標から真方位196°350m付近 (概位 北緯33°51.5′ 東経132°04.5′)
事故の概要	漁船海幸丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年5月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 海幸丸、4.95トン
船舶番号、船舶所有者等	YG3-47019（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に亀裂及び擦過傷、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、操業を終えて帰途につき、船長が、単独で操船にあたり、上関町上関海峡北北西方沖で亀岩灯標と小山の間を通過するつもりで、約13ノットの対地速力で手動操舵により西進した。</p> <p>本船は、船長が、右舷前方の亀岩灯標の灯光を見て亀岩に近いと感じ、亀岩から離すつもりで少し左に針路を取り、同じ速力で西進したところ、小山東岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.3mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、慣れた海域なので目視のみで航行できると思い、1.5海里レンジに設定していたレーダーやGPSプロッターを見ていなかった。</p>
分析	<p>本船は、西進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを使用しておらず、亀岩灯標の灯光を見ながら目視のみで航行したことから、亀岩から離すつもりで左に針路を取った際、小山東岸に向かう状態となったことに気付かず、同岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、西進中、船長が、レーダーやGPSプロッターを使用しておらず、亀岩灯標の灯光を見ながら目視のみで航行したため、亀岩から離すつもりで左に針路を取った際、小山東岸に向かう状態となったことに気付かず、同岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・夜間航行時には、目視のみに頼らず、レーダーやGPSプロッターを使用して船位及び沿岸部の状況を確認すること。